

2017年2月9日

商品類型 No.143 「靴・履物 Version1.5」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2017年度より、グリーン購入法の特定調達品目における「制服・作業服等」の分野に「靴」が追加されることに伴い、該当するエコマーク商品類型である「靴・履物 Version1.5」分類B「ゴム製・プラスチック製・繊維製靴」、分類C「その他の履物（和風履物、スリッパ、サンダル等）」において、再生材料等の配合率を算出する際の分母を明確にするため、当該基準項目の文面を修正する。

2. 改定箇所

以下のとおり、表1の題名部分に文言を追加する。（追加：下線部）

<分類B「ゴム製・プラスチック製・繊維製靴」>

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 環境に関する共通基準と証明方法

(2)甲部または底部の主要材料が、以下のaまたはbの要件に適合していること。

a.耐屈曲性、耐摩耗性、引張強さ、引裂強さ、あるいは伸びなどの強度に関連するいずれかの項目について優れている。

b.表1のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしている。

表1 甲部または底部の主要材料 区分の総質量における基準配合率

材料区分	材料名	基準配合率(質量%)
繊維	未利用繊維、反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、 ケミカルリサイクル繊維	40%以上 繊維由来リサイクル繊維 は25%以上
	無漂白綿、酸素系漂白綿（過酸化水素、 オゾンなど）かつ、蛍光増白剤の使用が ない(表2-1も満たすこと)	70%以上
	オーガニックコットン、 オーガニックコットン（転換期） （注1参照）	30%以上
	植物由来合成繊維 （PET、PE、PLAを対象とする）	25%以上 かつ、バイオベース合成 ポリマー含有率10%以上

プラスチック	再生プラスチック	20%以上
	植物由来プラスチック (PET、PE、PLAを対象とする)	バイオベース合成ポリマー含有率25%以上
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維	100%

<分類C「その他の履物（和風履物、スリッパ、サンダル等）」>

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 環境に関する共通基準と証明方法

(2)製品全体の重量質量または表面積の50%以上を占める部材(部品)に表1のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしていること。

表1 製品全体の重量質量/表面積の50%以上を占める部材の材料区分の総質量における基準配合率

材料区分	材料名	基準配合率(質量%)
繊維	未利用繊維、反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、 ケミカルリサイクル繊維	40%以上 繊維由来リサイクル繊維は25%以上
	無漂白綿、酸素系漂白綿（過酸化水素、 オゾンなど）かつ、蛍光増白剤の使用がない(表2-1も満たすこと)	70%以上
	オーガニックコットン、 オーガニックコットン（転換期） (注1参照)	30%以上
	植物由来合成繊維 (PET、PE、PLAを対象とする)	25%以上 かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上
プラスチック	再生プラスチック	20%以上
	植物由来プラスチック (PET、PE、PLAを対象とする)	バイオベース合成ポリマー含有率25%以上
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維	100%

3. 改定日

2017年4月1日

以上